

シンフォニアテクノロジー
サステナブル調達ガイドライン

2025年2月27日

シンフォニアテクノロジー株式会社

目次

1. はじめに
2. 企業理念
3. 企業倫理規範
4. 調達基本方針
5. サステナブル調達ガイドライン
 - A. 労働
 - B. 安全衛生
 - C. 環境
 - D. 公正取引・倫理
 - E. 品質・安全性
 - F. 情報セキュリティ
 - G. 社会貢献
6. 仕入先への展開
7. 来歴

1. はじめに

シンフォニアテクノロジーグループは、1917年の創業以来、各国・各地域の事業活動を通じて社会・地域の持続可能な成長を続けてゆくことを念頭に企業活動を続けてきました。

近年、企業活動はもとより社会の要請においてもグローバル化が急速に進展する中、CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）の取組み、環境問題、人権問題などの各種課題への対応についての関心の高まりを受け、企業の果たすべき責任がより一層大きくなってきています。

このような状況下、企業理念の実現を果たしていくためには、自社企業グループのみならず、調達活動を通じてグローバルに広がるサプライチェーン全体で推進してゆくことが重要と考え、お取引先様の活動の参考として頂くべく「サステナブル調達ガイドライン」を作成しました。

お取引先の皆様におかれましては、このガイドラインに沿って、社会の要請や期待に適切に対応できるよう活動に取り組んで頂きたく、よろしくご理解・ご協力の程お願いします。

また、仕入先様におかれましても、このガイドラインの主旨を理解頂き、要求項目を遵守するために必要な行動・活動を推進して頂きます様よろしくお願いします。

2. 企業理念

「一歩先を行く技術」

「地球を大切に作る心」

「思いやりのある行動」

私たちはこの3つを大切に

人から宇宙まで

豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

3. 企業倫理規範

私たち、役員（取締役・監査役・執行役員）および従業員は、企業理念に基づき、企業活動を行っていく上で、遵守すべき規範を「企業倫理規範」として定め、これを遵守します。

1. 法令その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行います。

- (1) 私たちは、法令や社会的規範、社会的良識、国際社会のルールに基づいて企業活動を行います。
- (2) 私たちは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響や脅威を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。

2. 「一歩先を行く技術」で優れた製品・サービスを提供し、社会に貢献します。

- (1) 私たちは、多様化する市場のニーズに適合した安全且つ有用な製品・サービスを提供します。
- (2) 私たちは、製品・サービスの提供に当たり、法令や契約等で求められる品質と安全性を確保します。

3. 従業員の人格・個性を尊重し、「思いやりのある行動」で豊かな職場環境を実現します。

- (1) 私たちは、職場の安全と従業員の健康を守るとともに、人権を尊重し、差別のない健全な職場環境を実現します。
- (2) 私たちは、従業員一人一人の主体性と創造力を大切にする企業風土を醸成します。

4. ステークホルダー（利害関係者）の立場を尊重します。

- (1) 私たちは、従業員・顧客・取引先・株主等を含む幅広い社会と健全で良好な関係を維持していきます。
- (2) 私たちは、地域社会との密接な連帯と協調を図り、企業の利益と社会の利益を両立させ、地域の発展に貢献します。

5. 「地球を大切に作る心」をもって、持続可能な社会の実現に貢献します。

- (1) 私たちは、環境関連の法令を遵守し、脱炭素社会、循環型社会、生物多様性の保全等に取り組みます。
- (2) 私たちは、環境ステートメント「E c o i n g」の方針に基づき、地球環境保全に役立つ技術や製品・サービスを提供します。

6. 海外の文化や習慣を尊重し、現地の発展に寄与します。

- (1) 私たちは、現地の社会事情を理解し、現地の文化や習慣に十分配慮して事業活動を行います。

4. 調達基本方針

(1) 公平・公正な取引

- ・ 取引を希望する国内外のすべてのお取引先様に対して、国籍、企業規模、取引実績の有無を問わず、オープンで公正かつ公平な参入機会を提供します。
- ・ お取引先様の選定においては、品質・価格・納期・技術開発力、健全な事業運営はもとより、法令・社会規範の遵守等の項目加え、環境問題等の社会的責任に対する取り組みなども評価し、総合的に勘案します。

(2) パートナーシップ

- ・ 最適な品質・コスト・納期とその安定調達を実現するために、長期的視点において、全てのお取引先様と良き信頼関係を構築し、相互の競争力と繁栄を目指します。

(3) 環境保全

- ・ 有害化学物質を含まない部材を積極的に採用し、地球環境の負荷低減に寄与するグリーン調達活動を推進します。

(4) コンプライアンス

- ・ 調達活動に関連する法令や社会規範を遵守します。また、取引を通じて知り得た情報を適切に管理すると共に、機密情報については、その保持と漏洩の防止を徹底します。

5. サステナブル調達ガイドライン

A. 労働

(1) 強制労働の禁止

- ・ 事業を行う国・地域の法令に従い、従業員を合法的に雇用する。
- ・ 強制、拘束、債務労働、囚人労働、奴隷や人身売買等による労働力を用いない。
- ・ すべての労働は自主的なものであり、従業員はいつでも自由に離職又は雇用を終了することができることを保証する。
- ・ 雇用の条件として、従業員に公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証等の引き渡しを求めない。

(2) 児童労働の禁止

- ・ すべての業務で児童労働を排除する。
- ・ 就労可能年齢は、15歳又は事業を行う国・地域の法令による就労最低年齢又は義務教育修了年齢のいずれか最も高いものとする。但し、職業訓練や見習いについては、法令が認める範囲に限り就労を可能とする。
- ・ 18歳未満の従業員を健康や安全が危険にさらされる業務に従事させない。

(3) 労働時間の管理

- ・ 従業員の労働時間（超過勤務時間を含む）及び休日は、過重労働の削減に努め、事業を行う国・地域の法令で定められている限度を超えてはならない。

(4) 賃金と給付

- ・ 事業を行う国・地域の最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する法令を遵守し、生活賃金以上の支払いに配慮して、従業員に対し給与を支払う。
- ・ 事業を行う国・地域の法令を遵守して従業員に適時明確な給与明細書を通知する。

(5) 差別の撤廃

- ・ あらゆる雇用や処遇（応募、採用、昇進、報酬、教育をうける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、事業に関係する国・地域の法令で保護される個性（人権、身体的な特徴、信条、性別、社会的身分、宗教、民族、国籍、年齢、婚姻、障害等）を理由とした差別を行わない。

(6) 人権の尊重

- ・ セクシャル・ハラスメント、性的虐待、体罰、身体的又は精神的抑圧、言葉による虐待等職場における嫌がらせや非人道的な扱いを行わない。

(7) 結社の自由

- ・ 事業を行う国・地域の法令に準じて、従業員の結社の自由、労働組合への加入または非加入、抗議行動や労働評議会への参加の権利と団体交渉権を尊重する。
- ・ 従業員は、報復、脅迫又は嫌がらせを恐れずに、労働条件や経営実践に関して、経営陣と意見交換できる権利を認める。

B. 安全衛生

(1) 職場の安全

- ・ 従業員がさらされている潜在的な危険（電気・その他のエネルギー、火気、乗物、落下物等）を、当該装置や機械に対する適切な設計、管理による統制、予防保全、ロックアウト、タグアウト等の安全作業手順及び継続的な訓練及び適切で正しく整備された保護用品によって排除する。

(2) 緊急災害時への備え

- ・ 非常時に発生しうる災害・事故を事前に特定し、評価する。
- ・ その場合の影響を最小化するために、緊急事態発生時の周知方法、避難手順、避難訓練、火災報知器、消火器、退出経路及び回復計画等の対応策を整備しておく。

(3) 労働災害及び疾病

- ・ 労働災害や疾病の状況を把握し、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要な治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正措置の実行、従業員の職場復帰の促進等を可能にする制度や施策を策定し管理する。

(4) 産業衛生

- ・ 従業員の職場がさらされている化学的、生物学的及び物理的なリスクを見極め、検証の上、問題が起きないように管理するとともに、従業員が自らの健康を守ることができる知識を身に付けられる教育プログラムや適切な保護用品を用意・提供する。

- (5) 身体的負荷のかかる作業
 - ・ 手動での運搬作業、重い物の持ち上げ又はその反復、長時間にわたる立ち仕事、非常に繰り返しの多い又は強い力を必要とする組立作業等身体的に大きな負担のかかる作業に伴うリスク要因にさらされる作業を特定、評価、管理する。
- (6) 機械装置の安全対策
 - ・ 生産やその他の目的に使用する機械設備が作業員保全の観点から問題がないことを確認し、安全装置やインターロック、防護壁等の安全対策及び、適正なメンテナンスを行う。
- (7) 衛生設備、食事、住居
 - ・ 従業員は、清潔なトイレ設備、安全な飲料水、衛生的な食品の備え、保管及び食事ができる施設等が利用できる。
- (8) 従業員の健康管理
 - ・ すべての従業員に対し、母国語または理解できる言語で、職場の教育訓練を提供するとともに、安全衛生情報を明示する。

C. 環境

- (1) 環境マネジメントの実践
 - ・ 幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守すると共に、全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善を行う。
- (2) 化学物質の適正な管理
 - ・ 人の健康や環境に深刻な影響の可能性のある化学物質等を特定し、安全な場所に移動、保管する等の保全策を講じるか再生利用等の適切な処置を施す。
 - ・ 製品には、各国・地域の法令で禁止された化学物質を含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや評価試験等を行う。
 - ・ 製造工程においても、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても、排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の削減に努める。

- (3) 環境への影響の最小化（排水・汚泥・排気等）
- ・ 業務、産業プロセスや汚物処理施設で発生した排水や廃棄物は、事業を行う国・地域の環境関連法令に定められた通り、特性評価、監視、管理、処理を行ってから排出又は処理し環境への影響を最小化する。
 - ・ 業務上発生する揮発性有機化合物やエアゾール、腐食剤、粒子状物質、オゾン層破壊物質、燃焼により生じる副産物等は、環境法令に定められた通り、特性評価、監視、管理、処理を行ってから排出する。
 - ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等（廃水の処理）、土壌汚染対策法を順守する。
- (4) 環境許可と報告
- ・ 適用される環境法令に従い、必要とされる環境上の許可証（排出監視等）、承認、登録をすべて取得し、内容を最新に維持した上で、それらの運用及び報告に関する要件を遵守する。
- (5) 汚染防止策と省資源化
- ・ 製造・メンテナンス・設備運営のプロセス改善や、原材料の代替・保全・リサイクル・再利用等により、廃棄物最終処分量の削減に取り組む。
 - ・ 水源・取水のモニタリングおよび水質を適切に管理し、水の効率的な使用と節約（節減）に努める。
- (6) 生物多様性の保全
- ・ 生物多様性を保全するための活動実施に努める。
- (7) エネルギーおよび温室効果ガス
- ・ エネルギー消費量・温室効果ガス排出量を記録し、省エネルギーや温室効果ガス排出量削減に取り組む。

D. 公正取引・倫理

- (1) 汚職・賄賂などの禁止
- ・ 政治献金や寄付等を行う場合は、関係する国・地域の法令に従って実施し、政治・行政や公的機関と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- (2) 競争法の遵守
- ・ 事業に関係する国・地域の競争法（独占禁止法）を遵守し、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）を行わない。

- (3) 不適切な利益供与及び受領の禁止
- ・ 不適切な利益や不適切な優遇措置の取得や維持を目的に、顧客や取引先その他ビジネスパートナーと、接待・贈答・金銭等の授受は行わない。また、社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える勢力や団体に不適切な利益供与を行わない。
- (4) 知的財産の保護
- ・ 自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権が第三者に侵害されないように保護し、十分な注意を払う。また、第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正な入手、不正な使用及びソフトウェア、書籍の不正なコピー等の権利侵害は一切行わない。
- (5) 適切な輸出管理
- ・ 輸出取引に関する部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等の物品等について、これらの国際法や関係する国・地域の法令で規制される品目かどうかを確認の上、輸出手続きや該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。
- (6) 適正な情報開示
- ・ 財務状況・業績、事業活動の内容等の情報をステークホルダーに対し適時・適正に開示すると共に、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解と信頼関係の維持・発展に努める。
- (7) 不正行為の予防・早期発見
- ・ 業務に関して、法令や企業倫理に違反する疑いがある場合は、速やかに上司や担当部門或は社内の通報窓口にご相談・連絡する等早期発見に努める。
 - ・ 通報者のプライバシー保護を徹底し、通報者に対して通報したことを理由に不利な扱いを一切行わない。
- (8) 責任ある鉱物の調達
- ・ 地域紛争や人権侵害、環境破壊等、地域社会に深刻な影響を及ぼす紛争鉱物に代表される鉱物資源や天然資源、原材料等の調達において、直接又は間接的に関係することがないように配慮する。もし懸念がある、又は関与の事実が判明した場合には回避に向けた対策を行う。

E. 品質・安全性

- (1) 製品・サービスの安全性の確保
 - ・ 製品・サービスの設計を行う際には、十分な安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して生産・提供する。安全性に関しては、法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても法令基準を上回るよう努める。
- (2) 適切な情報の提供
 - ・ 製品・サービスの内容や取り扱い等について、法令遵守はもとより顧客の視点に立ち必要な情報を適切に表示する。
- (3) 品質の管理
 - ・ すべての製品・サービスの品質保証及びその維持・向上を継続的に行うため、品質管理の仕組みを構築し運用する。

F. 情報セキュリティ

- (1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御
 - ・ コンピュータウィルスをはじめとするコンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他者に被害を与えないように管理する。
- (2) 個人情報の漏洩防止
 - ・ 取引先、顧客、消費者、従業員等事業に関わる全ての者の個人情報を合理的に保護する。個人情報の収集、保管、処理、移転、共有等を行う場合は、プライバシーと情報セキュリティに関する法令と規制要件に従う。
 - ・ 個人情報が不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩することがないように、従業員が遵守すべき規範や方針を策定し、管理を徹底して行う。
- (3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止
 - ・ 顧客・第三者等のすべての機密情報は、正当な権限者から正当な方法で入手すると共に、利用範囲やその他の条件を確認し、その範囲内で使用し、機密を保持し、顧客・第三者の権利を保護する。

G. 社会貢献

(1) 社会・地域への貢献

- ・ 地域社会の発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながら課題の解決につながる事業活動や社会貢献活動の実施に努める。

6. 仕入先への展開

お取引先様の仕入先に対しても、上記の趣旨を踏まえたサステナブル調達ガイドラインを展開し、啓発活動を通じて仕入先における当社の取り組みの浸透・普及に努める。また、浸透・普及にあたっては、サプライチェーンの全体を意識してこれを行い、また必要に応じたフォロー・是正を行う。

7. 来歴

版	年月日	内容
1	2023年6月19日	初版作成
2	2025年2月27日	第2版改訂